

## 電気工事業の登録を受けられた皆さまへ

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づき電気工事業の登録を受けられた皆さまは、下記により今後の登録更新等の手続きや営業所に備え付ける標識等に留意してください。

### 1 登録の更新

電気工事業の登録の有効期間は5年間です。引き続き電気工事業を営む場合は、有効期間が満了するまでに事務手続きを終えるよう、登録の有効期間が満了する日の30日前（登録証下段に記載の日）までに、更新の手続きを行ってください。（申請用紙はインターネットで取得願います。「兵庫県／電気工事業」を検索願います。）

兵庫県ホームページ 「電気工事業を営む方へ」

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr12/pa19\\_0000000020.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr12/pa19_0000000020.html)

### 2 各種届出等

登録事項等に変更があったときは、定められた期日までに手続を行ってください。

届出書の種類	内 容	届出書の提出期日
登録事項変更届出書	(登録事項に変更があったとき) ・ 氏名、名称、住所の変更 ・ 法人の代表者又は役員の変更 ・ 営業所の名称、住所の変更 ・ 電気工事の種類の変更 ・ 主任電気工事士の変更 ・ 主任電気工事士の免状種類の変更	変更の日から30日以内
登録電気工事業者承継届出書	・ 事業の全部を譲渡したとき ・ 相続又は合併があったとき	承継の日から30日以内
電気工事業者廃止届出書	・ 電気工事業を廃止したとき	廃止の日から30日以内
登録証再交付申請書	・ 登録証を汚損、又は紛失したとき	_____

### 3 標識の掲示等

#### (1) 器具の設置

営業所ごとに、次の器具を備えなければなりません。

一般用電気工事のみの業務を行う場合	自家用電気工事の業務を行う場合
絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計	左記の器具に加えて、低压検電器、高压検電器、 继電器試験装置(※)、絶縁耐力試験装置(※) ※印の2つは、賃貸契約等により必要なときに使用し得る措 置が講じられていれば備えているものと判断されます。

※器具を備えなかった者は、3万円以下の罰金に処せられます。

#### (2) 標識の掲示

営業所及び電気工事の施行場所ごとに、下図の標識を作成し、見やすい場所に掲示しなければなりません。登録を更新されたときや登録事項等を変更されたときは訂正してください。

↑

登録電気工事業者登録票	
登録番号	
登録の年月日	
氏名及び名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

↓

← 35cm以上 →

※標識を掲げない者は、1万円以下の過料に処せられます。

#### (3) 帳簿の備付け

営業所ごとに帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- 1 注文者の氏名又は名称及び住所
- 2 電気工事の種類及び施工場所
- 3 施行年月日
- 4 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- 5 配線図
- 6 檢査結果

※帳簿を記載せず、虚偽の記載をし、又は保存しなかった者は、1万円以下の過料に処せられます。

[問い合わせ先及び書類の提出先]  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
兵庫県危機管理部 消防保安課 電気担当  
TEL: 078-362-9828